平成２３年（フ）第６８号
埼玉県川越市南台３丁目13番地１　秀和川越南大塚レジデンス703号室、住民票上の住所栃木県那須郡那珂川町馬頭353番地
破産者　座間　　淑
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第７９号
栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地343ドミールなす西一102号、前所在地栃木県宇都宮市西３丁目１番４号
破産者　有限会社岡川ドライクリーニング工業所
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第８０号
栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地343ドミールなす西一102号、前住所栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地622
破産者　岡川　憲司
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１２４号
三重県四日市市住吉町10番12―705号
破産者　鈴鹿空調こと　南濱　　保
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
三重県四日市市楠町南五味塚1116番地１
破産者　小方　厚夫
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
三重県四日市市垂坂町884番地23
破産者　渡邉　　誉
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５２９９号
大阪市旭区大宮４丁目21番19号
破産者　株式会社ウェット工房
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９２５号
大阪市北区天神橋３丁目６番26号扇町パークビル
破産者　株式会社ネットウィンド
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５５１号
大阪市西区新町３丁目８番18号西長堀ビジネスゾーン602号
破産者　株式会社ヒロタックス
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１７６号
大阪市福島区鷺洲４丁目３番23号
破産者　有限会社富蔵
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４９７号
大阪府藤井寺市北岡１丁目１番４号
破産者　有限会社キュア
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５７０号
堺市北区東三国ケ丘町３丁５番６―807、商業登記簿上の本店所在地堺市北区東三国ヶ丘町１丁１番４―514号
破産者　有限会社ロゼスフーズ
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２１２号
高知県南国市大埇甲2128番地15
破産者　株式会社あざりあ
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４９１号
兵庫県姫路市飾磨区清水３丁目80番地
破産者　成都建設工業株式会社
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４２号
兵庫県姫路市北条宮の町674番地の３、従前の登記簿上の本店所在地兵庫県姫路市南条１丁目101番地
破産者　株式会社吉本組
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５９０号
東京都町田市相原町2350番地24
破産者　宮本　清久
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４１１号
愛知県一宮市浅野字花ノ木22―１、商業登記簿上の本店所在地愛知県一宮市花池３丁目９番22号
破産者　有限会社コープ
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８８９号
京都府久世郡久御山町佐山南代３番地３
破産者　株式会社澤村精工
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２９号
京都市左京区下鴨水口町63番地５
破産者　有限会社大塩工藝
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５１２号
和歌山市太田字梅ノ戸25番地８
破産者　有限会社蔵工務店
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成１９年（フ）第６２５号
広島県福山市神辺町大字上竹田406番地の20
破産者　キシカネ物流株式会社
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係